

「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成19年改訂)」の策 定について

1 指針改訂の背景

研修・技能実習制度は、研修生や技能実習生への技術・技能移転を通じ、その国の経済発展を担う人材育成を目的とする制度であり、平成18年の研修生の入国者は約9万3,000人、技能実習生に移行した者は4万1,000人と過去最高となるなど、研修・技能実習制度は、我が国に着実に定着してきている。

入国管理局では、この制度の運用に当たって、平成11年に「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」を策定するなど適正な運用に努めてきたが、近年、研修生や技能実習生を低賃金労働者として扱うなど、一部の受入れ機関により不適正な受入れが行われ、研修生・技能実習生が被害者となる事案が増加している。

このような現状に対し、入国管理局では、実態調査を強化するなどして対処してきたが、一層の適正化を図るため、今般、平成11年に策定した指針の内容を見直し、受入れ機関が留意すべき事項などをより明確にするとともに、「不正行為」に該当する行為についても明確化を図った。

2 指針の位置付け

研修・技能実習制度は、多くの法令や告示等により規定され運用されているが、これらの諸規定は、研修生や技能実習生が入国・在留するための基準として定められているものであり、実際に研修生や技能実習生を受け入れる団体、企業の側からみて、研修・技能実習を実施する際に具体的に留意すべき事項やどのような行為が不適正な受入れにつながるのか等については直接定められていない。

このため、入国管理局では、適正な研修や技能実習を実施するために、受入れ団体、企業はどのような事項に留意すべきか、また、行ってはならない「不正行為」とはどのようなものかなどを理解し易いものとするよう、本指針を定めている。

3 指針の概要

(1) 受入れに際し、一般に留意しなければならない事項

制度本来の趣旨を理解すること

研修生や技能実習生を受け入れようとする企業等は、何よりもこの制度の趣旨が、技術等の移転を通じた国際貢献にあることを理解しなければならないことを明記(指針の第2の3(1))。

不適切な方法による研修生・技能実習生の管理の禁止

旅券や外国人登録証明書を預かったり、宿舎からの外出を禁止したりするような不適正な方法により研修生・技能実習生を管理してはならないことを明記（指針の第2の3(1)、(2)、第3の2(2)）。

研修手当、賃金の支払い

研修手当や賃金を確実に支払うこと。また、研修手当や賃金が振り込まれる口座の通帳は、本人から要望があったとしても預るべきではないことを明記（指針の第2の3(1)、(2)、第3の1(3)(4)、2(2)）。

(2) 商工会や事業協同組合などの第一次受入れ機関が、特に留意すべき事項

研修実施体制の確保

第一次受入れ機関は、研修に対する監理を十分に行い、監査・報告を的確に行うことができる体制と規模を組織として備えていなければならないことを明記（指針の第2の3(1)）。

受入れ機関以外の機関が介在し、実質的に研修の監理を行うことの禁止

商工会・中小企業団体等の機関が名目のみ研修の受入れ機関となり、実質的には他の機関が研修を「監理」することは、研修告示の要件を満たさないことを明記（指針の第2の3(1)）。

監査の実効性の向上

第一次受入れ機関が行う監査の際には、研修生から直接話を聞いたり、その場で研修日誌を確認するなど監査の実効性を高めることを明記（指針の第2の3(1)）。

管理費を適正に取り扱うこと

第一次受入れ機関が第二次受入れ機関から徴収する管理費は、実際の負担額を勘案し適正な額でなければならないこと、また、送出し機関に対する管理費を研修生から徴収することはあってはならないことを明記（指針の第2の3(1)）。

(3) 送出し機関との関係において、特に留意すべき事項

研修生の適正な選抜

研修生を選抜する際は、送出し機関と十分に打ち合わせ、研修生本人が研修・技能実習制度を理解しているかを確認した上で選抜することが効果的な研修につながることを明記（指針の第2の3(1)、(3)）。

保証金の取扱い

送出し機関が不当に高額な保証金を徴収している場合には、その送出し機関を介しての受入れを取りやめる等の対応をすべきことを明記（指針の第2の3(3)）。

(4) 研修や技能実習を継続出来なくなった場合の措置

受入れ機関、実習実施機関が倒産や「不正行為」の認定を受けるなどにより研修や技能実習を継続できなくなった場合であっても、研修生や技能実習生が、適正に研修や技能実習を実施する体制を有している他の機関に受け入れられるときは、研修や技能実習の継続が認められることを明記した（指針の第2の3(5)、第3の2(4)、第5の3(2)）。

(5) 「不正行為」

「不正行為」とは、研修や技能実習の適正な実施を阻害する行為であり、「不正行為」を行ったと認定された企業等は、法務省令の規定に基づき、その後3年間は、研修生の受入れ

を行うことができない。

いかなる行為が「不正行為」に当たるかについて、受入れ機関等の関係者の理解が更に深まるよう、不正行為の各類型に具体例を盛り込むとともに、いくつかの類型については細分類を設けるなど、不正行為認定の対象となる行為を明確化した（指針の第5の2）。

別添 「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成19年改訂）」